

令和6年7月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中 尾 正 俊
(公印省略)

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る
満了日の延長に関する政令等の施行について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり日本医師会より通知がありました。

現在、令和6年能登半島地震の被害者の特定権利利益については、令和6年6月30日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置が講じられており、厚生労働省においては、法第3条第2項の規定に基づく告示(令和6厚生労働省告示第7号)を制定し、同告示に規定された特定権利利益については、令和6年能登半島地震の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず一律に満了日を令和6年6月30日まで延長することとする措置が講じられたところで

す。

今般、厚生労働省より、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者の指定等については、令和6年6月30日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、これらの特定権利利益について、特定被災区域(令和六年能登半島地震に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(石川県の区域に限る。)をいう。)に係る満了日の延長措置の限度となる期日を令和6年12月31日とする旨の通知が各都道府県知事宛に発出されたとのことです。

なお、留意事項として、通常の手続きにより介護保険法に基づく指定等の更新ができるものについては、今般の延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされています。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

・介護保険最新情報 Vol.1282

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令等の施行について(令6.6.29 厚生労働省老健局長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737